

**法政大学大学院人文科学研究科  
地理学専攻『修士学位』論文の審査基準に係る規程**

法政大学大学院人文科学研究科  
地理学専攻会議

**[目的]**

第1条 この規程は、法政大学大学院学則、および法政大学学位規則に基づき、地理学専攻における修士学位論文の審査基準について定めることを目的とする。

**[申請要件]**

第2条 修士の学位の申請要件は、法政大学学位規則・第10条の条項を満たしている上で、修士学位論文の中間発表【公開】を履行していることとする。

⇒ 第10条：修士学位の申請要件は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し終える見込みがある者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする（以下、省略）。

**[学位論文の審査]**

第3条 修士学位の論文審査は、論文内容、および口頭試問で実施される。

- (1) 論文内容の審査は、地理学専攻会議で選出された主査、および副査が行なう。
- (2) 論文の口頭試問は、地理学専攻会議の構成員が行なう。ただし、口頭試問は非公開とする。
- (3) 地理学専攻会議は、本条(1)項、および(2)項の結果に基づいて論文を審査し、修士の学位授与の可否と修士学位論文に対する最終評価を議決する。その後、課程修了者の可否を研究科教授会、および大学院委員会に諮るものとする。

**[学位論文の審査基準]**

第4条 修士学位論文の審査は、地理学専攻会議において、以下の基準に照らしてこれを審査する。

- (1) 先行研究への適切な展望（review）と問題設定の必然性
- (2) 研究内容の妥当性と独創性
- (3) 文章表記や形式の適切性

**[その他]**

第5条 上記以外の事項に関しては、法政大学学位規則に準拠すること。

- 付則1. 本規程は2012年4月1日より施行する。
2. 2012年12月5日 条文の整理と一部文言の修正、および第2条、第5条の追記。
  3. 2019年7月17日 条文の一部文言の修正。

<以上>